

**経済センサス基礎調査実施**

12月1日から3月31日まで経済センサス基礎調査の実施期間です。

今回の調査はすべての民営事業所が対象です。

調査の結果は国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として広く利用されます。

期間中は調査員が外観などからすべての民営事業所の活動状態などを確認します。

新規把握事業所には調査員が調査票を配布しますので、回答をお願いします。

調査の趣旨・必要性を理解いただき、協力をお願いします。

◎問い合わせ先

役場企画財政課広報統計係  
☎(86) 1134 [直通]

**特別人権相談所を開設**

12月4日から10日までは「人権週間」です。

人権週間は、昭和23年12月10日の国連総会において「世界人権宣言」が採択されたこ

あつても返品・交換はできません。

◎問い合わせ先

北薩地域市町合同公売会事務局  
(阿久根市税務課内)  
☎(73) 1202

**11月は労働保険適用促進強化期間**

労災保険は、労働者の業務中または通勤時の災害に対し、雇用保険は労働者が失業した、または育児休業や介護休業により賃金が低下した場合などに必要な給付などを行います。事業者向けには各種助成金の支給を行います。

手続きが済んでいない事業主のかたは、相談ください。

◎問い合わせ先

鹿児島労働局労働保険徴収室  
☎099(2223)8276

**飼育届けの提出が必要です**

養蜂振興法の改正に伴い、ミツバチの巣箱を設置しているかたは毎年1月末までに蜜蜂飼育届けの提出が必要です。

今年、提出しているかたでも来年も引き続き飼育される

とを記念して定められたもので、今年で71周年を迎え、全国各地で人権に関する各種啓発活動が実施されます。

町では、次のとおり特設人権相談所を開設します。気軽にご相談ください。

○開設日時・場所

- ・12月4日(水)  
午前10時～午後3時  
町開発総合センター
- ・12月10日(火)  
午前10時～午後3時  
役場指江庁舎

◎問い合わせ先

役場町民保健課戸籍住民係  
☎(86) 1157 [直通]

**軽減税率制度説明会**

税務署では軽減税率制度に基づいた申告に必要な区分整理・記帳や決算処理、申告書の作成方法などに関する説明会を次のとおり開催します。

○日時

- ・11月14日(木)  
①午前10時～11時  
②午後2時～3時
- ・12月11日(水)  
①午前10時～11時

場合は提出が必要です。

○対象

ミツバチの巣箱を設置しているかた  
※花粉交配用に使用する時期だけミツバチを飼育するかたの届出は不要です。

○提出期限

令和2年1月31日(金)

○提出先

北薩地域振興局農政普及課  
◎問い合わせ先

北薩地域振興局農政普及課  
☎0996(25)5531

**税を考える週間**

毎年11月11日から17日までは「税を考える週間」です。これは、皆さまに税金の仕組みや使いみちや必要性について考えていただき、税金に対する理解を一層深めていただけるよう、実施されるものです。

この機会に、家庭や職場などで私たちの暮らしと税金について考えてみませんか。

◎問い合わせ先

県税務課  
☎099(286)2196

※①と②の内容は同じです。

○場所

出水税務署(出水市昭和町)

◎問い合わせ先

出水税務署  
☎(62)0200

**司法参加に協力を**

令和2年度の裁判員候補者または検察審査員候補者は選挙権を有する県民の中からくじで選定されます(20歳未満を除く)。

選定された候補者には11月中旬頃に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」または「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」が届きます。

国民が司法に参加する2つの制度です。ご協力ください。

分からないことがありましたら、それぞれの問い合わせ先にご連絡ください。

◎問い合わせ先

・裁判員  
鹿児島地方裁判所刑事部  
☎099(222)7157

・検察審査員

鹿児島検察審査会事務局  
☎099(808)3719

**北薩地域市町合同公売会**

県や市町村では税負担の公平を図るため税金滞納者の財産差し押さえなど厳正な滞納処分を実施しています。

北薩地域の阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町による差し押さえ物件の合同公売会を次のとおり行います。

○開催日

11月16日(土)

○開催時間

午前9時30分

○場所

風テラスあくね交流室1・2  
(阿久根市塩鶴町2丁目2番地)

○入札

・第1回 午前10時から  
・第2回 午前11時から

○当日必要なもの

①印鑑(認印可、法人の場合は代表者印)  
②本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)  
③購入代金(支払いは現金のみ)  
④委任状(代理人が参加する場合)  
※公売物件はいかなる理由が

**農業用廃プラスチック類を回収します**

使用済みの農業用プラスチック類などは産業廃棄物です。これらの処理については「使用した農家自らの責任で正しく処理しなければならない」と定められています。

農業用廃プラスチック類の回収を次のとおり実施します。回収方法にしたがって、最寄りの回収場所に持ち込んでください。

回収日	時間	回収場所
12月12日 (木)	8:00～ 10:00	伊唐大橋前駐車場(伊唐側) (計量は伊唐港)
		J A東事業所馬鈴薯選果場
12月13日 (金)	8:00～ 10:00	小浜港野積場
		J A長島事業所馬鈴薯選果場

◇回収費

- ①農業用ビニール 40円/kg
- ②農業用ポリフィルム(ポリ容器含む) 40円/kg

[回収品目] 農業用ポリフィルム・ビニール・肥料袋(ビニール製のもの)・農業使用済み袋(ポリ容器含む)

◇注意事項

※廃プラスチック類を搬入する際は、「産業廃棄物積載車」と表示することが義務付けられています。車両の両側面にマグネットシートを貼ってください。

※伊唐地区は伊唐港で計量し、伊唐島側大橋手前駐車場で回収を行います。

◎問い合わせ先

役場農林課農政係 ☎(88)5670 [直通]